



速報

# ははは

発行責任：組織対策部

発行日：2010.6.21

発行号：10第8号

シリーズ

## 労使関係が変わる!

### はじめに Prologue

公務員の労働基本権は、60年以上にわたり制約を課され、その代替措置として人事院勧告制度が行われてきました。

しかし、2007年10月に、政府の行政改革推進本部専門調査会は「非現業職員について、協約締結権を付与する」「第三者機関の勧告制度を廃止する」を提言しました。さらに、2008年6

月に成立した国家公務員制度改革基本法において「自律的労使関係を措置する」と明記

され、2012年の制度改革に向け改革の方向はさらに定まりつつあります。

これらは誰も経験をしたことはなく、私たちにとっては、まさに未知との遭遇です。

羽幌町職員組合としても、この大きな変化について組合員の皆さんに知ってもらい、

これからは皆で考え行動していかなければならないことを伝えたく連載することとしました。

なお、連載は次のとおりとなっています。前半は今回の制度改革全般を説明し、後半は具体的に私たちが何をしなければならないかを説明していきます。

### 目次 Contents

はじめに Prologue

《労働協約を中心とした地方公務員の労使関係のあり方とは》

1 勧告がなくなる!?

First Kind

2 労働協約とは!?

Second Kind

3 どんな年間運動スケジュールになるのか?

Third Kind

《いま、単組で何をすべきか? いま単組ですべきこととは》

4 年間闘争サイクルを確立しよう!

Fourth Kind

5 その他に気をつけることとは?

Fifth Kind

おわりに Epilogue

※このシリーズは自治労が作成したガイドブック「労使関係が変わる?!—労働協約を中心とした地方公務員の労働関係のあり方—」を参考に羽幌町職員組合・組織対策部が再作成したものです。



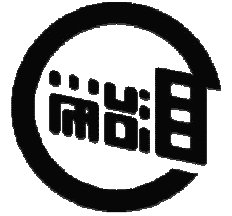
ワタシト イッショニ マナンドイコウ!

自治労羽幌町職員組合

裏面もあります

# と知れ

監 修



シリーズ 労使関係が変わる！ 《前半～労働協約を中心とした地方公務員の労使関係のあり方とは》

## 1 勧告がなくなる!?

First Kind



### 公務員労使関係改革の経過と今後

2001年の公務員制度改革大綱以来、ILOが日本政府に4度にわたり公務員制度の改善（日本の公務員制度が国際労働基準から逸脱していること）を勧告したことや、天下り批判等といったことから国民に開かれた公務員制度を求める世論が強まったことなどを受けて、公務員制度に地あする状況は大きく変化しました。

2007年(10月19日)の専門調査会で「代償措置(人勸制度)を廃止し、一定の非現業職員に労働協約締結権を付与すべき(但し争議権・消防職員の団結権については両論併記)」と報告された後、2008年(6月13日)「国家公務員制度改革基本法」の第12条で「政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解とともに、国民に開かれた**自律的労使関係制度**を措置するものとする。」とされました。今後は、次の3つを前提に**2012年**までに公務員制度改革が予定されています。

- ①一般職非現業職員が **労働協約締結権** をもつようになる
- ②人事院、人事委員会勧告制度がなくなる
- ③争議権は、いずれの公務員も引き続いての課題とする



### 労働基本権とは ～ まずは基本的な言葉のおさらいから ～

(憲法第28条)

一般行政職(非現業職員)と技能労務職(現業職員)とは協約締結権の点が大きく異なっています。

		団結権 労働組合を結成する権利、また労働組合に加入する権利	団体交渉権 労働者が団結して使用者と交渉し、労働協約を締結する権利	争議権 労働者が労働条件の維持、改善を求めて、争議行為を行う権利
地方公務員	下記以外の職員	○ 職員団体制度(地公法 52③、教特法 21 の 5①) 但し、警察職員、消防職員は団結が禁止されている(地公法 52⑤)	△ 当局と交渉することはできるが、団体協約を締結する権利は有しない(地公法 55①、②) 但し、法令条例等に抵触しない範囲での書面協定は締結できる(地公法 55⑨)	× 争議行為等は禁止されている(地公法 37①)
	公営企業、特定地方独法及び単純労務職員	○ 労働組合制度(地公労法 5①) 単純労務職員は職員団体を結成することもできる(地公労法附則⑤)	○ 当局と交渉することができ、団体協約を締結する権利を有する(地公労法 7) 但し、協約の効力には一定の制限がある(地公労法 8～10)	× 争議行為等は禁止されている(地公労法 11①)
国家公務員	非現業職員	○ 職員団体制度(国公法 108 の 2③) 但し、警察職員、海上保安庁職員、監獄職員は団結が禁止されている(国公法 108 の 2⑤)	△ 当局と交渉することはできるが、団体協約を締結する権利は有しない(国公法 108 の 5①、②)	× 争議行為等は禁止されている(国公法 98②)
	現業、特定独立法人等	○ 労働組合制度(特独労法 4①)	○ 当局と交渉することができ、団体協約を締結する権利を有する(特独労法 8) 但し、協約の効力には一定の制限がある(特独労法 16)	× 争議行為等は禁止されている(特独労法 17①)

※一般職の公務員についてまとめたもの(2007年時点)。地公法は地方公務員法、地公労法は地方公営企業等労働関係法、教特法は教育公務員特例法、国交法は国家公務員法、特独労法は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律を指している。



2012ネンニ ジンカン ガ ナクナルノダ !  
 ジンカン ガ ナクナツタラ 「ダンタイゴウショウ」デ テイケツ スル  
 「ロウトウ キョウヤク」ガ タイセツ ナノダ !



合議員職職職職職職

